

令和 6 年度「消費者庁環境配慮の方針」の点検について

「消費者庁環境配慮の方針」（平成 27 年 11 月 25 日消費者庁長官決定。以下「環境配慮の方針」という。）では、環境配慮の方針を推進するために「消費者庁環境配慮の方針推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、同推進委員会において、毎年度、進捗状況の点検を行うこととしている。

この度、推進委員会により、令和 6 年度における環境配慮の方針の点検を行ったため、その結果を下記のとおり公表する。

※本公表をもって、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号）第 6 条に基づく公表とする。

記

I. 環境施策の推進

食品ロスの削減については、令和元年 5 月に成立・同年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）及び令和 2 年 3 月に閣議決定した「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、引き続き消費者庁ウェブサイト及び特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」や SNS 等を通じた周知啓発を行い、特に 10 月の食品ロス削減月間には、事業者と連携して食品ロス削減啓発の共通ワードによる情報発信を一斉に実施した。また、全国のコンビニエンスストアにおいて商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」の呼び掛け、食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計や日本における食品寄附に係る実態等についての調査、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とした「「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」や、環境省との共催である「食品ロス削減推進表彰」を実施した。さらに、地域に根差した食品ロス削減の取組や周知啓発を行う人材を育成するため、令和 4 年度に「食品ロス削減推進サポーター制度」を立ち上げ、令和 6 年度も育成オンライン講座及び登録サポーター向けフォローアップ講座（計 8 日間）を実施し、令和 6 年度末までに 3,523 人をサポーターとして登録した。国と地方公共団体の連携としては、第 8 回食品ロス削減全国大会を群馬県で開催するとともに、年末年始のおいしい食べきり運動等の取組を実施した。加えて、令和 6 年 12 月 25 日には、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」を公表した。さらに、令和 7 年 3 月 25 日には、食品ロスの更なる削減に向けて具体的な施策を追加した第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の閣議決定を行った。

環境に配慮した消費行動については、平成 27 年から 2 年間にわたり開催した「倫理的消

費」調査研究会での議論を踏まえエシカル消費※の普及・啓発のために、イベントにおける体験型ワークショップの実施や動画、学校でも活用できる教材、ポスター、パンフレット等の啓発資材の活用を促進するとともに、特設サイトを通じて事業者や個人、団体等の先進的な取組事例の収集・発信等を行った。また、エシカル消費の一つであるサステナブルファッションを政府一丸となって推進するため、令和3年度に立ち上げた消費者庁、経済産業省及び環境省による関係省庁連携会議を継続して開催し、消費者の行動変容を促すために、特設ページにおける「消費者行動 18 のヒント」の発信や、中高生向けサステナブルファッション習慣促進教材の開発・公表、SNS・サポーター制度等を活用したエシカル消費に関する情報の発信を行った。

さらに、令和6年度は、消費者が自身の消費生活において、グリーン志向の消費行動を積極的に実践するよう促していくため「グリーン志向の消費行動に関するワーキングチーム」を開催し、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動であるグリーン志向の消費行動を積極的に実践するよう促していくため、現状の課題や具体的な取組の方向性について議論をし、取りまとめを公表した。

※「エシカル消費」：地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動。

Ⅱ．日常業務における環境に配慮した取組の推進

1．物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達の推進

環境配慮の方針では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷が少ない製品等の積極的調達により、グリーン調達を最大限進めることを目標としている。令和 6 年度におけるコピー用紙等の購入についての目標達成率は 100%となっている。

(2) 自動車等の効率的利用

官用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用している。相乗りによる官用車利用の効率化を図るとともに、自転車や公共交通機関による移動を推奨している。

(3) 用紙類の使用量の削減

会議における配布資料のペーパーレス化の取組を実施した。

令和 5 年度中の複合機の仕様変更により、コピーは両面コピーを標準仕様としている。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

ゴミの分別回収用のボックスを設置し、分別例を掲示することで、ゴミの分別の促進を図っている。

また、不要になった用紙等に関しクリップ、バインダー等を外して分別回収することを通じてリサイクルを推進している。

2．庁舎の整備・管理等における取組

夏季におけるクールビズ及び冬季におけるウォームビズをそれぞれ励行するとともに、冷暖房の適正な運用に努めている。

また、超過勤務の縮減及び年次休暇取得の推進を奨励し、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行うとともに、退庁後の消灯を徹底している。

3．職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

職員に対し、環境配慮の方針や節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

また、独立行政法人国民生活センターや関係団体に対して、節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

Ⅲ．その他

令和 6 年度に、エシカル消費及び食品ロスの削減の推進に向け、消費者への行動変容を促す普及啓発等に取り組むとともに、職員自身も自らの消費行動の中で、エシカル消費及び食品ロス削減に積極的に率先垂範で取り組むことに加え、ペーパーレス化の推進等を行っていく旨のデコ活^{※1}宣言をした。

また、職員有志による食品ロス削減の行動として、庁内でフードドライブ^{※2}を実施した。

※1 二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

※2 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動。